

輸入種苗検疫要綱(昭和53年9月30日付け農蚕園芸局長通達)一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(消毒方法の基準)</p> <p>第12 第10の規定による消毒は、別表3に掲げる基準に適合した方法により行い、又は行わせなければならない。ただし、植物防疫官は、当該種苗の消毒方法が別表3に掲げる基準に該当しないものであっても、輸入者から薬害の発生の可能性について了解の上で消毒を実施したい旨書面による申し出があったときは、これを認めることができる。</p> <p>2 前項ただし書きにおいて植物防疫官が認めることができる消毒方法は次に掲げる各号のすべてに該当し、かつ、当該種苗に寄生する検疫有害動植物を死滅させることができるものとする。</p> <p>(1) 諸外国及び国内の公的な試験研究機関等が試験し、又は実施している消毒方法であって、当該種苗及び当該種苗に寄生する検疫有害動植物と同類のものを対象としていること。</p> <p>(2) くん蒸による方法にあつては、くん蒸に使用する薬剤が規程別表第3に掲げられているものであること。</p>	<p>(消毒方法の基準)</p> <p>第12 第10の規定による消毒は、別表3に掲げる基準に適合した方法により行われなければならない。</p>
<p>別表1(第8関係)</p> <p>1次検査の方法</p> <p>表 [略]</p> <p>(注)(1) この表に掲げる対象検疫有害動植物等のほか、特重要綱別表1に掲げる検疫有害動植物については、同要綱別表2に掲げる方法により検査を実施するものとする。 なお、検査技術の詳細は、「輸入種子検疫検査指標」として横浜植物防疫所長が定めるものとする。</p> <p>(2) 1次検査において表角又は菌核等の存在を認めた場合、2次検査の表角、菌核検査を実施するものとするが、大粒種子(おおむねダイコン種子程度以上の大きさの</p>	<p>別表1(第8関係)</p> <p>1次検査の方法</p> <p>表 [略]</p> <p>(注)(1) この表に掲げる対象検疫有害動植物等のほか、特重要綱別表1に掲げる検疫有害動植物については、同要綱別表2に掲げる方法により検査を実施するものとする。</p>

種子)については、1次検査を実施する場所において20,000粒重のサンプルから麦角又は菌核の選出を実施し、選出した麦角又は菌核の秤量、同定等については2次検査を行う場所において実施することができるものとする。

(3) この表に掲げる検査のほか、容器包装についても綿密に検査するものとする。

(2) この表に掲げる検査のほか、容器包装についても綿密に検査するものとする。

別表2(第8関係)

2次検査の方法

種苗の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対象検疫有害動植物等	検査の方法
草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	(1) 左に掲げる全ての種子	麦角、菌核等検査	20,000粒	麦角、菌核	必要に応じ拡大鏡を使用して、麦角又は菌核を選出すること。
				土	土を選出すること。
草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	(2) あずき、いんげんまめ、トマト、にんじん、メロン	プロッター検査	300粒	いんげんまめ角斑病、いんげん炭そ病、えんどう褐紋病、トマト萎ちよう病、にんじん黒斑	プロッター検査を実施すること。

別表2(第8関係)

2次検査の方法

種苗の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対象検疫有害動植物等	方法の詳細
草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	左に掲げる全ての種子	麦角、菌核検査	20,000粒	麦角、菌核	必要に応じ拡大鏡を使用して、麦角又は菌核を選出すること。

			病、にんじん黒葉枯病、メロン類つる割れ病
(3) てんさい		400粒	<u>Fusarium oxysporum f. sp. betae</u>
	遠心分離法	3,000粒	<u>Uromyces betae</u> 遠心分離法により胞子を検出すること。
(4) えぞむぎ、おおむぎ属、かもじぐさ属、こむぎ属、だいず、とうもろこし、らいむぎ	外観検査		こむぎ・おおむぎ裸黒穂病、こむぎ丸なまぐさ黒穂病、こむぎ網なまぐさ黒穂病、だいずべと病、とうもろこし黒穂病
(5) いね、えんどう、えんぱく、オーチャードグラス、おおむぎ	外観検査、プロッター検査		<u>Alternaria triticina</u> 、 <u>Cochliobolus victoriae</u> 、 <u>Stenocarpe</u> 変色種子が認められた場合プロッター検査を実施すること。

属、かぼち や属、から すむぎ、き ゆうり、こ むぎ属、す いか、そら まめ、だい ず、チモシ ー、てんさ い、とうも ろこし、フ エスク類、 ゆうがお	
(6)らいま め	外観検査、フ ロッター検査、 蛍光抗体法検

<u>lla</u> <u>maydis</u> 、 いねごま薬 枯病、いね すじ薬枯病、 いねばか苗 病、うり類 つる枯病、 えんどう褐 斑病、えん どう褐紋病、 こむぎ・から すむぎ赤さ び病、こむ ぎふ枯病、 すいか炭そ 病、そらま め褐斑病、 だいず紫斑 病、てんさ いじゃのめ 病、てんさ い褐斑病、 とうもろこ しごま薬枯 病	
<u>Phytophth</u> <u>ora</u> <u>phaseoli</u>	変色種子についてプロッタ ー検査を行い、隔膜のない 菌糸が認められた場合、蛍

(1) この表に掲げる対象検疫有害動植物等のほか、特重要綱別表 1 に掲げる検疫有害動植物については、同要綱別表 2 に掲げる検査を実施するものとする。

[削る。]

(2) 検査の種類には必要に応じ、任意の検査方法を行うこともできる。

(3) この表の拡大鏡検査に供する種子は、1 次検査において抽出した各梱から均等に集取するものとする。

[削る。]

(1) この表に掲げる対象検疫有害動植物等のほか、特重要綱別表 1 に掲げる検疫有害動植物については、同要綱別表 2 に掲げる検査を実施するものとする。

この場合、1 次検査において病徴又は標徴が認められた種苗について行うほか、プロッター法検査にあっては、病徴又は標徴の有無にかかわらず、任意抽出した 400 粒について行うものとする。

(2) 検査の種類には必要に応じ顕微鏡による検査が含まれる。

(3) この表の拡大鏡検査に供する種子は、1 次検査において抽出した各梱から均等に集取するものとする。

(4) この表の麦角、菌核検査における 20,000 粒重が、大粒種子の場合にあっては 1 kg、小粒種子の場合にあっては 500 g を超える種類の種子の場合は、1 次検査を行う場所において 20,000 粒重から麦角又は菌核の選出を実施し、麦角又は菌核の秤量、同定等は 2 次検査を行う場所において実施するものとする。

別表 3 (第 1 2 関係)

1 臭化メチルによる消毒方法の基準

(薬量: g / 内容積 m³)

検疫有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘 要
種子に食入又は付着する検疫有害動物(ヒメアカツオブシムシ及び線虫を除く。)	倉庫くん蒸	24	6 時間	[略]	[略]
		48	3 時間		
48.5		3 時間			
そてつに食入又は付着する検疫有害動物(ヒメアカツオブシムシ)					

別表 3 (第 1 2 関係)

1 臭化メチルによる消毒方法の基準

(薬量: g / 内容積 m³)

検疫有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘 要
種子に食入又は付着する検疫有害動物(ヒメアカツオブシムシ及び線虫を除く。)	倉庫くん蒸	24	6 時間	[略]	[略]
		48	3 時間		
48.5		3 時間			
そてつに食入又は付着する検疫有害動物(ヒメアカツオブシムシ)					

シ及び線虫を除く。)				
にら、わけぎに付着する検疫有害動物(ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。)	32.5	2時間		
もも核子(種子)に食入するモモタネコバチ	30	24時間		
ヤマハギ及びイタチハギ種子に食入するマメゾウムシ類	50	48時間		

シ及び線虫を除く。)								
------------	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) もも核子並びにヤマハギ及びイタチハギ種子の消毒は、輸入者から被害が生じてもやむを得ない旨申し出があった場合にのみ実施すること。

4 選別による消毒方法の基準

検疫有害動植物の種類	選 別 程 度	摘 要
種子に付着する麦角	[略]	[略]
種子に付着する菌核	[略]	

4 選別による消毒方法の基準

検疫有害動植物の種類	選 別 程 度	摘 要
種子に付着する麦角	[略]	[略]
種子に付着する菌核	[略]	

種子に付着するダイズ紫斑病菌等	[略]	
種子に付着又は混入する土	土の混入率(重量比)が0.03%以上あるときは、荷口全体の選別	選別した土は廃棄すること。
生植物の地下部から発見されたキタネコブセンチュウ等	[略]	[略]
球根に付着するヒアシンス黄腐病菌等	[略]	[略]
球根に付着するロビネダニ、ゴミコナダニ及びフザリウム病菌等	[略]	[略]

種子に付着するダイズ紫斑病菌等	[略]	
生植物の地下部から発見されたキタネコブセンチュウ等	[略]	[略]
球根に付着するヒアシンス黄腐病菌等	[略]	[略]
球根に付着するロビネダニ、ゴミコナダニ及びフザリウム病菌等	[略]	[略]

7 薬剤粉衣による消毒方法の基準

検疫有害植物の種類	薬剤名及び薬量又は濃度	処理方法及び処理間	摘要
種子の外部に付着する 検疫有害植物	チウラム水和剤 2～5 g / 種子 1 kg	種子粉衣	農薬取締法(昭和23年法律第82号)により登録されたものに限る。 消毒をする場所に陸路輸送を行う場合は、麦角

7 薬剤粉衣による消毒方法の基準

検疫有害植物の種類	薬剤名及び薬量又は濃度	処理方法及び処理間	摘要
てんさい種子等に付着する立枯れ病菌	チウラム水和剤 2～5 g / 種子 1 kg	種子粉衣	

菌核混入穀類等
の取扱いに準じ
て取り扱う。

(注) 輸入者又は管理者から消毒を植物防疫所以外の場所で実施したい旨の申し出がある場合は、
消毒場所への輸送方法、消毒する場所の明細、消毒に使用する機器の能力等を明確にさせ、検
疫有害動植物の分散防止等監督及び取締り上適当であるときは、これを認めることができる。

記様式1(第11関係)

[略]

(注)※(注)氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

※※選別、温湯による消毒方法の場合は不要。

植物防疫所以外の場所において種子に対する薬剤粉衣の方法により消毒を実施する場合は、消毒
場所への輸送方法、消毒する場所の明細図、消毒する機器の能力を記載した書面を添付すること。

別記様式1(第11関係)

[略]

(注)※(注)氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

※※選別、温湯による消毒方法の場合は不要。